

だい き な ご や し しょうがい ふ く し けい かく
第 6 期 名 古 屋 市 障 害 福 祉 計 画 ・

だい き な ご や し しょうがい じ ふ く し けい かく あん
第 2 期 名 古 屋 市 障 害 児 福 祉 計 画 (案)

たい し み ん い け ん な い よ う お よ し か ん が か た
に 対 す る 市 民 意 見 の 内 容 及 び 市 の 考 え 方

れい わ ね ん が つ
令 和 3 年 3 月
な ご や し
名 古 屋 市

「第6期名古屋市障害福祉計画・第2期名古屋市障害児福祉計画（案）」に対し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方を公表します。

なお、ご意見の内容は、一部を要約するとともに、趣旨の類似するものをまとめ、項目別に分割して掲載していますのでご了承ください。

1 市民意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 令和3年1月14日（木曜日）から令和3年2月12日（金曜日）
 (2) 意見提出状況 意見提出者数：38名 意見総数：135件

・意見提出方法

郵送	ファックス	電子メール	合計
10名	20名	8名	38名

・意見提出者の区分

障害のある方	6名
障害のある方の家族	6名
障害福祉サービス従事者	14名
その他	6名
未回答	6名
合計	38名

2 市民意見の内訳

第1章 総論（15件）	1
第2章 成果目標（47件）	8
第3章 活動指標等（56件）	22
第4章 その他の意見（17件）	48

※点字版、音声変換用テキストファイル、ルビ振り版をご希望の方は、下記へご連絡ください。

名古屋市健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課

電話番号：052-972-2558

ファックス番号：052-972-4149

電子メール：a2558@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

1 しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく さくてい けん
1 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたって (6件)

■ けいかく もくてき せいかく
■ 計画の目的・性格

しみんいけん
【市民意見】

- ・ しょうじつ きょうせいしゃかい じつげん む うご くだい のこ かいぜん ひつよう
・ 少しずつ共生社会の実現に向けて動いているが、まだ課題が残っており改善が必要である
ことが具体的な数字を見て伝わった。今後の方策について、支援者として具体的に何ができ
るのか考えていきたい。
- ・ しょうがい ひと ひと い せいかつ のぞ かいぜん む へんか つづ
・ 障害のある人もない人も生きやすい生活ができることを望む。改善に向けて変化を続けて
いることは感じる。
- ・ とても感動した。ねば つよ つづ じゃくしゃ い なごや
・ とても感動した。粘り強く続けてほしい。弱者が生きやすい名古屋にしてほしい。

し かんが かつ
【市の考え方】

ほんし しょうがい かつ ひつよう
本市におきましては、障害のある方が必要とするサービスを受けることができるよう提供
たいせい せいび つと つね しょうがい かつ たちば た りようしつ てきせつ
体制の整備に努めるとともに、常にサービスを受ける方の立場に立った、良質かつ適切なサ
ービスが提供されるよう、引き続き努めてまいります。

しみんいけん
【市民意見】

- ・ この計画は、しょうがいしゃ ていきよう ふくし ひつようりよう み こ およ かくほさく しめ
・ この計画は、障害者に提供する福祉サービスについて、必要量の見込み及び確保策を示す
ことが主眼である。全体を読んで感じたことは、パブリックコメントを求めている他の計画
あん くら げんざい けいかくきかん しんちよくじょうきよう もくひよう み こ じつせき かいり おお
案に比べて、現在の計画期間の進捗状況では、目標あるいは見込みと実績の乖離が大き
いものが目立つことである。にもかかわらず、そのげんいん ほ き ころきつ
読み取れない。目標と見込みの定義があいまいで都合の良いように使われている。目標
たっせい たいおう ほうさく で ちが けいかく く た かつじたい
達成のために「対応」と「方策」と出てくるが違いがわからない。計画の組み立て方自体を
けんとう ひつよう
検討する必要がある。

し かんが かつ
【市の考え方】

げんざい けいかく もくひようち たい じつせき かいり げんじよう ぶんせき じ きけいかく
現在の計画との目標値に対して実績が乖離しているものは、現状を分析し、次期計画の
もくひようせつてい はんえい
目標設定に反映しております。

けいかく く た くに きほんしん そく きほんりねん きほんてき かんが かつ そろん
計画の組み立てとしては、国の基本指針に即し、まず基本理念など基本的な考え方を総論、
つぎ しょうがいふくし とう ていきようたいせい かくほ かつ きほんてき もくひよう せい か もくひよう さいご
次に障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る基本的な目標を成果目標、最後に
せい か もくひよう たっせい む かく ひつよう りよう み こ かつどうしひようおよ かくほ
成果目標の達成に向けて各サービスの必要な量の見込みである活動指標及びその確保のため
ほうさく かつどうしひよう きさい りかいたまわ ねが
の方策を活動指標として記載しておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

■ 計画期間

【市民意見】

- ・なし

■ 計画の策定体制と市民意見の反映

【市民意見】

- ・パブリックコメントの受付の期間を長くしてほしい。

【市の考え方】

名古屋市パブリックコメント制度要綱に基づき、30日以上の募集期間を設定のうえ実施しておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

【市民意見】

- ・名古屋市障害者基礎調査、名古屋市障害福祉サービス等の利用に関するアンケート調査が行われたことはわかりますが、調査結果が示されていないので、どのような結果から、同計画に反映されているのかわからず、障害者の求めているサービスが充足しているのか、どんなサービスの質と量が足りないのかもわからない。調査結果も併せて公表していただくようお願いしたい。

【市の考え方】

令和2年3月に策定した、障害者基礎調査及び障害福祉サービス等の利用に関するアンケート調査の冊子は、障害者支援課にございますので、必要の際はご連絡くださいますようお願いいたします。

また、主な調査結果は、令和3年4月に印刷予定の第6期名古屋市障害福祉計画・第2期名古屋市障害児福祉計画の巻末に資料として掲載を予定しておりますので、ご参照ください。

■基本理念

【市民意見】

- すべての障害者の地域生活を保障するために、暮らしの場の選択肢のひとつとして入所施設は必要である。そもそも地域移行とは、入所施設以外で暮らすことなのか。

【市の考え方】

第6期計画策定に係る国の基本指針におきまして、「地域生活移行」は、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院）から地域生活へ移行することを指して使われております。

なお、この基本理念におきましては、地域生活を希望する障害者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要なサービス等が提供される体制を整備することがうたわれております。

【市民意見】

- グループホームに看護師を配置し見取りまで可能とする一方で、高齢の親と高齢の障害者が一緒に暮らせるグループホームも検討が必要である。

【市の考え方】

国の制度では、グループホームに看護職員を配置するなどの要件を満たす場合は、報酬上で一定の評価を行っております。また、グループホームに入居できるのは、身体、知的、精神等の障害を持つ方が対象とされておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

【市民意見】

- 障害者自身の生き方や必要とするサービスの主体的な選択・決定が困難な場合、基本的人権や利益などを擁護した意思決定支援体制も必要である。

【市の考え方】

名古屋市障害者基本計画（第4次）に記載のとおり、引き続き自らの意思を決定すること及び表明することが困難な障害者に対し、必要な意思決定支援を行ってまいります。

【市民意見】

・地域共生社会の実現に向けた取組について、「我が事・丸ごと」では、暮らしなれた地域の中で、障害者がその人権を保障され、人間としての尊厳を保つことはできない。コロナ禍の中で、患者・家族への偏見・差別や施設・事業所への誹謗中傷などがある。差別や偏見をなくし、多様性が認められる社会、障害のあるなしに関わらず安心して暮らせる社会の土台としての公的責任があるのではないか。

【市の考え方】

本市では、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」を施行しております。また、「障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック」も作成しているほか、障害者週間等の機会をとらえた啓発を実施しております。

引き続き、条例やガイドブック等の周知や啓発を実施することで、障害や障害者に対する理解の促進に努め、差別や偏見の解消に努めてまいります。

【市民意見】

・総論(5)障害児の健全な育成のための発達支援では、「障害の疑いがある段階から」「身近な地域で」「質の高い専門的な発達支援」をうたっていますが、「障害の疑いのある段階から」の支援施策が明確ではない。1982年以来、名古屋市は乳幼児健診後に「障害の疑いのある1・2歳児の親子療育グループ」を実施してきた歴史がある。現在は6カ所の「障害児等療育支援事業」で実施されるとともに、「発達センターあつた」等の児童発達支援センターでも療育グループが実施されており、それらも実績及び計画として位置づけ予算化すべきだと考える。

・育てにくさのある子どもや障害のある子の早期発見と早期療育を行うことが必要だ、そのためには保健所機能の拡充と守山、港、天白、緑への地域療育センターの設置が必要だ。

【市の考え方】

本市では法定である障害児福祉計画を主に障害児福祉と障害者福祉の接続の観点から策定するとともに、子育て支援施策と早期子ども発達支援施策の一体的実施の観点から、「なごや子ども子育てわくわくプラン2024」に「障害や発達に遅れなどの子どもとその家庭への支援」を施策として位置づけ、実施するための具体的な方針として「今後の名古屋市早期子ども発達支援に関する方針」を策定しております。障害の疑いのある段階からの支援は「気づきの支援」として取り組んでいくことを掲げており、そのための体制として地域療育センターに「地域支援・調整部門」を設置していくことを定めております。これにより子ども・子育て支援と早期子ども発達支援との一体的実施の推進を目指しており、保健センターとの連携も進めてまいります。

「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針」において、地域療育センターの配置についての方針を示しており、今後具体的に検討してまいります。

■ 障害福祉サービス等の提供体制に関する基本的な考え方

【市民意見】

- ・ 障害者が高齢化していく中で、障害のある方の高齢化について記載があるとよい。

【市の考え方】

障害者基幹相談支援センターをはじめとした障害福祉に係わる社会資源が介護サービス事業所、いきいき支援センター、医療機関等の関係機関と連携することで、高齢化や障害の重度化が進んだ方であっても地域での継続した生活が可能となるように、地域における支援体制の更なる強化を図っていく旨を総論の2基本的な考え方「7高齢化・重度化への対応」に記載しております。

■障害児支援の提供体制に関する基本的な考え方

【市民意見】

- ・「児童発達支援ガイドライン」では乳幼児期からの支援が位置づいていますし、「乳幼児期から学校卒業まで」の支援が明記されています。したがって、上記「総論」文章の第2段落の「また、障害児が子どもから大人へと」を「乳幼児期から青年期へと」に修正する、ないしは、第1段落の「健やかな育成を支援する必要」に「乳幼児期から健やかな育成を支援する」と「乳幼児期から」を挿入するように修正してほしい。
- ・総論「第5期計画の進捗状況」児童発達支援センターについては「2歳以上の希望するすべての子を受け入れることはできていない」とあるのに対して、成果目標では「10か所の継続設置」で、かつ「2歳以上の希望する子どもは全て通園できるよう受け入れ態勢を整えます」と表記されている。待機児がいるのであれば、通常は増設が妥当かと思われるが、どのようにして「受け入れ態勢を整える」のか理解しにくい。「総論」の「身近な地域で質の高い支援を実現する」ためには、児童発達支援センター増設が本来だと考える。3年間では困難なのでしたら「増設しうるよう準備を進める」くらいは書いた方がよいのではないかと。名古屋市の人口規模からすれば、以前厚労省が目指していた「20万人に1か所の総合センター」が11か所は必要である。現在の児童発達支援センターの地域療育センター化とともに最低でも後1か所は増設が必要ということになる。現在は総合療育センターに3か所の児童発達支援センターがあるため、16区のうち7区にしかセンターがない。せめて過半数の9区設置に向けて、2023年までの間に計画化を検討してほしい。

【市の考え方】

ご意見を踏まえて、総論「基本理念」の「健やかな育成を支援する必要」を「乳幼児期からの健やかな育成を支援する必要」と修正します。

この計画では直近の実績に基づき障害児通所支援全体のニーズを見込んでおり、児童発達支援センターについては現在の数を維持することを目標としておりますが、「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024」を実施するための方針である「今後の名古屋市早期子ども発達支援に関する方針」において、今後の地域療育センターの配置の考え方を定めるとともに、通園型療育を必要とする子どもが必要な時期に利用できるように、定員を柔軟に変更できる仕組みを検討することを掲げております。

3 第5期計画の進捗状況 (0件)

■ 総論

【市民意見】

・なし

■ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【市民意見】

・なし

■ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【市民意見】

・なし

■ 地域生活支援拠点等の整備

【市民意見】

・なし

■ 福祉施設から一般就労への移行等

【市民意見】

・なし

■ 障害児支援の提供体制の整備等

【市民意見】

・なし

■ 地域生活支援の充実

【市民意見】

・なし

だい しょう せい か も く ひ よ う
第2章 成果目標 (47件)

1 そう ろ ん けん
総論 (0件)

しみん い けん
【市民意見】

・なし

2 施設入所者の地域生活への移行 (8件)

【市民意見】

- ・進捗率16%の入所者の地域生活への移行における目標そのものを見直すべきである。福祉施設入所者の地域生活移行は1,132人の入所者中105人の目標に対して17人とどまっている。
- ・第6期の目標は、地域生活移行を1,088人のうち46人が移行するとしている。目標を半分切り下げたのはなぜか、ニーズ調査の結果としているが、第5期もニーズ調査から105人の目標を示したのか。目標算定の方法を変えたのか、計画からは読み取れない。
- ・「地域生活への移行」という目標設定自体を見直すべきである。現実にはグループホーム利用者が増加していることも踏まえ、自宅、公営住宅、アパート、グループホーム、入所施設など多様な選択肢から本人の意向に沿った住まいと暮らし方を選びとれ、社会がその選択を支える支援体制を構築することを目標にすべきではないか。わずか16%の進捗状況という結果から、この目標自体をもっと全面的に見直すことを求めたい。

【市の考え方】

本計画の成果目標は、国の基本指針に即し、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る基本的な目標として設定しております。第6期計画における目標値の設定にあたりまして、令和2年3月、愛知県と共同で「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」を実施いたしました。

調査結果より、「将来、地域での生活を希望している」入所者数を基礎として目標設定を行いました。

目標人数が第5期計画と比較して低くなっておりませんが、実際の施設入所者の意向に基づいた適切な設定であると考えており、本人の意向に沿った生活が実現できるよう取り組んでまいります。

【市民意見】

- ・施設入所希望者(待機者)が多い状況があるとしながら、その状況を示す関連数値は具体的に記述されていない。
- ・名古屋市の入所待機者が370人となっていることに加えて、入所者の半数近くを市外の施設に依拠しているのではないかと懸念しています。

【市の考え方】

施設入所支援の入所希望者に関しては、障害福祉計画の作成の参考のために、定期的に待機者数の調査を実施しておりますが、今後も、入所希望者が地域での暮らしを継続できるよう、支援体制の一層の充実を図るとともに、本人の意向・希望を十分に把握した上で、入所施設を終の棲家ではなく将来の多様な生活像の一つとして捉えられるように支援を行うなど、取り組みを進めてまいります。

【市民意見】

- ・施設入所者の地域生活への移行は、重度の障害者を受け入れてくれるグループホームの存在が不可欠である。しかし、今の制度では、そうしたグループホームは空きがない実態がある。
- ・グループホームの利用が見込みを超えて増えている。問題は、他害行為や異物摂食などのトラブルがおおい方など、重度障害の方が利用を断られることがある。

【市の考え方】

本市では、毎年、整備協議受付方針の中で、優先的な整備補助対象を定めております。令和2年度（令和3年度整備）におきましては、地域生活支援拠点事業所や障害支援区分4以上を主とし、強度行動障害者や医療的ケアを必要とする障害者の利用を可能とする体制を整える等、重度障害者の利用を見込んだグループホーム等の整備を優先的な整備としました。

今後も、障害者が地域において安心・安全に自立して暮らせる社会の実現を目指すため、グループホーム等の居住の場の充実に努めてまいりたいと考えております。

【市民意見】

- ・施設入所について地域移行者数が目標の105人に対し、元年度末までで17人（16.2%）と大きく下回っている。国の指針があるとは言え名古屋市においては、入所施設を希望する人が大勢いるわけですから「何%削減する」を前提とせず、入所施設を1か所でも2か所でも増やすべきと考える。

【市の考え方】

本市では、できるだけ地域において障害者の自立した社会生活を支援するという考え方に基つき、新たに入所施設を整備することは想定せず、居住の場であるグループホーム等の設置促進により対応していくこととしております。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (9件)

【市民意見】

- ・目標を達成するための対応に「アウトリーチ支援に取り組みます。」とあるが、南ブロック内において病院にアウトリーチ支援へ事業展開されるよう依頼したところを教えてほしい。

【市の考え方】

第4次名古屋市障害者基本計画に登載されている保健医療型アウトリーチ支援モデル事業は、精神障害者支援地域ブロック調整会議の南ブロックの区域内では現時点で未実施となっております。

【市民意見】

- ・アウトリーチモデル病院のその後の開示はいかがか。

【市の考え方】

第4次名古屋市障害者基本計画に登載されている保健医療型アウトリーチ支援モデル事業にかかる受託者につきましては、令和2年度はプロポーザル方式による企画競争により選定した医療法人生会に委託しております。

【市民意見】

- ・精神病床における1年以上長期入院患者数の目標について、65歳以上では進捗率2.7%にとどまっており、精神病院に高齢患者が長期に滞留している様子が見え始める。

【市の考え方】

1年以上精神科病院に入院している65歳以上の方の人数につきましては、平成29年度から平成30年度にかけて、いったん17.3%まで進捗したものの、令和元年度において2.7%の進捗まで後退しております。このため、退院する方がおられる一方、新たに入院期間が1年を超える方が増えているのではないかと考えております。

【市民意見】

- ・精神障害者の方（サテライト型も含めて）グループホームの利用の促進が大切だと思う。

【市の考え方】

第5期の共同生活援助の利用者においても、精神障害者を含め、利用者が増加している状況にあります。

第6期においても精神障害者の利用者数は増加する見込みとしております。

しみんいけん
【市民意見】

せいしんしょうがいしゃすう ぞうか つづ じりつしえんいりよう せいしんつういんいりよう ねん ねん
・精神障害者数の増加が続いている。自立支援医療（精神通院医療）は2006年から2019年で
1.9倍、精神障害者保健福祉手帳所持者は3.1倍に伸びているとしている。第6期ではどうか。

し かんが かつ
【市の考え方】

てちょう じりつしえんいりよう せいど しゅうち りかい すす りよう
手帳や自立支援医療などの制度についての周知や理解が進むとともに、利用できるサービス
が広がったことにより、増加しているものと考えております。

しみんいけん
【市民意見】

そうきたいいんりつ もくひよう よ しんちよくりつ ちょうきにゆういんかんじやすう にん ぜんき おな
・早期退院率の目標は良いとしても進捗率が16%の長期入院患者数は1,808人と前期と同
じ目標である。国の基本方針を参考にしたというのが、それでよいのか。

し かんが かつ
【市の考え方】

ねんじょうせいしんかびょういん にゅういん かつ にんずう とどうふけん さくてい いりようけいかく かんけい
1年以上精神科病院に入院している方の人数は、都道府県が策定する医療計画との関係に
留意することとされており、国から都道府県に提供される算定式に基づいて愛知県から提供
される算定式により算定しておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

しみんいけん
【市民意見】

だい き しょうがいふくしけいかく あん はいけん せいしんしょうがい うたが みちりようしゃ ちりょうちゅうだん かつ
・第6期障害福祉計画（案）を拝見し精神障害の疑いのある未治療者や治療中断の方への
医療連携のアウトリーチ、および移送に取り組むと明記されていることに大変感動した。
家族会の方々と話していると4年かけてやっと病院につながった。今まさに病院へ連れて
いけなくて悩んでいるという声を聴く。松蔭病院でのモデル事業も一歩前進だと思ふ。
名古屋市が頑張っていることにエールを送るとともに実現できるよう、いろいろなところか
ら声を上げていかなければならないと思っている。

し かんが かつ
【市の考え方】

けいかく そ ほけんいりよう ふく せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ こうちく む
計画に沿って保健医療を含めた精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた
取り組みを進めてまいりたいと考えております。

【市民意見】

- ・精神科病院での身体拘束の問題や愛知県下で名古屋市をはじめ8市町村だけが精神通院医療に自己負担がある問題など、この機会にあらためて検討していただきたい。
- ・地域移行と合わせて、入院など療養環境を整えることや、退院後の治療を支える精神通院医療費の無料化に踏み出すことなど、入院でも在宅でも安心できる療養環境の実現を目標に据えるべきである。

【市の考え方】

精神科病院における身体拘束等の行動の制限につきましては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神科病院に入院中の方からの退院や処遇の改善の請求について精神医療審査会において審査を行うとともに、精神科病院に対する実地指導等を行い、医療の適正化に努めております。

精神通院医療につきましては、一定以上の所得のある場合、自己負担をお願いしております。自己負担をなくすことは困難であると考えております。

4 地域生活支援拠点等における機能の充実 (3件)

【市民意見】

・概要版の(3) 地域生活支援拠点における機能の充実について、令和5年度末とのことです
がもう少し早い対応をお願いしたい。

【市の考え方】

地域生活支援拠点事業所の整備協議につきましては、公募により実施しており、評価委員による申請法人の運営能力等の評価結果を踏まえ、開設事業者を選定しているところです。
地域的事情により整備が困難な区も想定され、未整備区の社会福祉法人等に対し、拠点事業所整備に向けた働きかけを行っているところです。引き続き、市内16か所の早期整備に向け、努めてまいります。

【市民意見】

・地域生活支援拠点の整備に期待するが、現状は、既存施設の組み合わせだけのように読める。とくに緊急時の受入れ・対応、短期入所はグループホームで可能なのだろうか。新たな入所施設とセットで整備する方策も検討すべきではないか。

【市の考え方】

入所施設に併設する短期入所と同一区内のグループホームの組み合わせの場合についても、拠点事業所として位置付けているところです。

【市民意見】

・グループホームや地域生活支援拠点を増やすことは賛成する。ただし真に強度行動障害者の方や医療的ケアの必要な人が安心して過ごせる住まいとなる整備補助金と職員配置のできる財政的な補償をもとめる。

【市の考え方】

国の整備補助金について、補助基準額の引き上げと、全件採択のための必要な財源の確保、及びグループホームの運営に適切な報酬単価とするよう、国に対して要望しております。
また、本市独自施策として、土日祝日など休日の支援に対して事業費補助、職員の複数配置や重度障害者の受け入れに必要な職員配置ができるよう、運営費補助を実施しているところです。

5 福祉施設から一般就労への移行等 (3件)

【市民意見】

・就労支援事業において、一般就労への移行がスムーズに行える様に、厚生労働省とのコネクションの確立を推進して欲しいと考えます。

【市の考え方】

福祉施策と労働施策の一体的展開の観点から、障害者就労支援推進会議の実施等により国や県をはじめとする関係機関との連携強化を図り、一般就労への移行を進めてまいります。

【市民意見】

・国の基本方針として、「通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもの」を対象とする就労移行支援から一般就労への移行・定着について、目標値を掲げて推進するのはともかく「通常の事業所に雇用されていることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者」を対象とする就労継続支援B型事業に対してまで目標値を設けるのは、如何なものか。一般雇用に行けそうな障害者のみチェリーピックされ、本来支援が必要な障害者が落され、福祉が行き届かなくなることが心配。

【市の考え方】

本市では、今後も就労継続支援事業所数及び利用者数の増加が見込まれる中、事業所の利用を通じて知識や能力が向上し一般就労を希望される利用者に対して適切な支援が提供されるよう、事業所への意識付けという観点から目標の設定には一定の意義があるものと考えております。

一方で、ご懸念のように事業所が就労者数の目標にとらわれて支援の質の低下を招くことがないよう、就労継続支援事業の内訳は参考として記載するにとどめることとしておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

【市民意見】

・無心療での生活が充実してきた。また働けるように支援して下さる方々がいて、とても助かっている。

【市の考え方】

引き続き、障害者就労支援の推進に努めてまいります。

しみんいけん
【市民意見】

- 希望するすべての子どもは全て通園できるよう受入体制を整える。希望する全ての児童を受け入れる、という考え方は大いに評価する。そのための受入体制を整えるために職員の処遇を改善し、施設経営が安定的に行えるように報酬の在り方等、現場から指摘されている課題を受け止め、必要な改善に取り組んでいただきたい。
- 児童デイサービスなどの質の確保をすすめるためには、安定した職員集団の確保と成長・育成がかかせない。適切に配置する、との名の下で報酬を削減し、施設経営と職員の処遇に悪影響がでないようにしていただきたい。
- 発達障害の充実は計られていると思う。現実には子供を障害と認めない両親をどの様になげていけるかである。学校や児相が連携すべきである。親とのトラブルを考えてすすめてはいけない。

し かんが かつ
【市の考え方】

「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針」において、希望するすべての子どもの児童発達支援センターでの受入体制を整えるため、地域療育センターの新規整備及び児童発達支援センターの定員の柔軟な変更を掲げており、入所する子どもの数に応じて職員配置ができるよう努めていきます。また、新たに早期子ども発達支援に携わる職員の体系的な研修の導入を検討しているほか、地域療育センターに新たに設置を目指している「地域支援・調整部門」を核に研修や連携を進める等早期子ども発達支援の質の確保にも努めていきます。

障害のある子どもの支援に保護者の理解は欠かせないと考えており、社会資源が連携して子どもの支援と併せて保護者の支援にも取り組んでいきます。

7 相談支援体制の充実・強化等 (4件)

【市民意見】

- ・悩みや相談事を誰にどんな風に話せばよいかということに一番困っている。
- ・身近にいる相談支援専門員の方々に、相談や支援していただいている。
- ・各区に置かれている障害者基幹相談支援センターに障害を持つ方が行かれた場合には、親亡き後等、これから困るだろうあらゆる事態を想定して、その解決策を提案できるように、事前に周到に準備をしておいてほしい。ワンストップで相談を終えることができれば、スムーズでお互いに無駄がないと思う。

【市の考え方】

障害者基幹相談支援センターは障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、各種相談や情報提供などの支援を総合的に行う窓口となっております。具体的には福祉サービスの利用や各種制度の活用への支援、生活上の困りごと・不安や家族・人間関係についての悩みなど障害のある方とご家族の様々な相談に応じます。

本市においては各区の障害者基幹相談支援センターを相談支援体制の中核と位置づけ、総合的・専門的に対応できる体制を構築しており、必要に応じて専門機関をはじめとする関係機関と連携して、引き続き相談に対応してまいります。

【市民意見】

- ・精神障害者向けの研修の場を増やしてほしい。

【市の考え方】

成果目標「3精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」において、研修を実施する旨を記載しております。今後とも精神障害者ピアサポーター養成に取り組んでまいりたいと考えております。

8 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 (1件)

【市民意見】

- ・ 就労継続支援A型事業所等で働く職員の質の向上をお願いしたい。

【市の考え方】

ご指摘の就労継続支援A型事業所を含め、障害福祉サービス事業所等においては、利用者のニーズや希望に基づく支援が求められております。このため、サービスの担い手である事業所職員が障害のある方の障害特性を正しく理解し、支援を行っていくことが大切であることから、研修のメニューの充実を図るなど、引き続き研修制度の充実に努めてまいります。

【市民意見】

・感染者が発生した事業所と連絡を図り、必要な助言を行うほか、感染拡大防止に伴い発生した費用の助成等の支援を行いましたとある。しかし、ヘルパー事業所、特に外出系支援においては、余暇支援の外出等で感染リスクを考えてキャンセルされる利用者が多くある。また、ヘルパーが家庭に入ることによる感染を心配してキャンセルされる場合もある。事業所として、感染防止については行っているが、キャンセルが多いことは事業運営に大きな影響をもたらしている。こうした場合の保障についても検討していただきたい。

【市の考え方】

大幅な減収に伴う事業運営費の保障については、継続的な運営を実施するうえでも、個別の事業所の状況に応じ、独立行政法人福祉医療機構における無利子・無担保の融資制度をご活用頂きたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。
 また、新型コロナウイルス感染症の影響による経営、資金繰り全般に係る融資制度につきましては、本市ホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。

【市民意見】

・名古屋市には共同生活援助運営費補助金制度があるので、グループホームの拡充は進んでいる。しかし多くの株式会社等の営利法人が参入している中で、そこでの支援スタッフの支援力不足、強度行動障害の方が一度の他害行為で退去させられるなど、課題も山積みしている。強度行動障害の方の地域生活支援については、ノウハウと人的体制の強化のための財政的支援が必須である。

【市の考え方】

平成30年度より「強度行動障害者支援事業」として、強度行動障害者専門支援員の養成・派遣や事業所職員向け研修、相談窓口の設置等を行い、強度行動障害者の方への支援を総合的に展開する事業を実施しております。
 さらに、令和2年度より、受け入れに必要な環境整備にかかる経費の一部補助を行う「強度行動障害者受入環境整備補助金」制度を開始したところです。
 今後も引き続き事業を実施し、強度行動障害者への支援に努めてまいります。

【市民意見】

- 行政がもっと障害のことを理解していただければと思う。人によって差がありすぎる。

【市の考え方】

本市では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領を制定しており、障害者差別や障害への理解に関する研修も実施しております。今後につきましても、職員への理解の促進を引き続き図ってまいります。

【市民意見】

- ヘルパー確保のための処遇改善の計画を持つべきである。訪問系サービスについて、実績が見込み量を下回っているが、それは利用したいニーズが見込みよりも少ないことを意味しているのではない。「ヘルパーの確保に苦慮している状況があります」と記述があるように、ニーズがあるのに必要なサービスを提供する体制整備が追いついていないことが課題である。
- 地域での一人暮らしやグループホームで暮らそうと思っても、その生活を支える人材が不足している。グループホームにおいても世話人不足で、週末はご家族のもとに帰省せざるを得ないことがある。一人暮らしの方も家事援助や身体介護のヘルパーがいない状態である。人材確保のために待遇改善を進めてほしい。
- 土日の余暇の時間を充実するための、社会参加支援事業のマンパワーを確保する予算をつけてほしい。
- 障害者を持つ家族の病院への通院の際に、移動支援の利用を申請したが、ヘルパー不足のため病院までではなく自宅からバス停までの送りのみにしてほしいと言われ、家族が付き添わないと通院ができなかった。名古屋市の支援をお願いしたい。

【市の考え方】

本市では障害福祉人材確保を重要な課題と位置づけ、ヘルパーの仕事内容やヘルパーになるための方法を紹介するリーフレット「一緒にやろまい！ガイドヘルパー」の作成と配布、障害福祉職場のイメージアップのための啓発チラシ配布等を実施しております。今後も状況に応じて様々な人材確保策を実施してまいります。

なお、令和3年度の報酬改定において、福祉介護職員の更なる処遇改善を目的として、事業者のより柔軟な配分を可能とする配分ルールの見直しが実施されるなどの、特定処遇改善加算にかかる改定案が示されております。(令和3年2月末現在)

【市民意見】

- ・精神障害者への支援の充実を加えてほしい。

【市の考え方】

成果目標「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」において、精神障害者に特化した支援を掲載しておりますので、ご参照ください。

【市民意見】

- ・第5期名古屋市障害福祉計画の2020年度実績のうち短期入所や移動支援にコロナによる利用制限の影響が出ているのではないかと対応しているとの記載があるが、感染症対策と障害者の生活を守る施策の議論があつてしかるべきである。

【市の考え方】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、障害福祉サービス等の利用を控えるケースもあつたと聞いておりますが、引き続き関係機関と連携することで、必要不可欠な障害福祉サービスの提供体制を維持できるよう努めてまいります。また計画期間中においても、社会情勢に合わせた障害福祉に必要な施策を進めてまいります。

【市民意見】

- ・コロナ禍の中、保健所機能の低下も指摘されているように社会基盤の整備は行政の責任である。
- ・新型コロナ対策を徹底することが、充実した福祉サービスを提供することにつながると思ふ。まずは消毒や換気、清掃を行い、飛沫感染や接触感染を今後も抑えるべきだと考える。
- ・濃厚接触の疑いのある職員が出て、人手不足により利用者に福祉サービスを提供することが難しくなる可能性があると思ふ。
- ・他の事業所に応援を求めたり、事前にすぐに対応できるように職員同士で情報共有したりすることが必要だと思ふ。

【市の考え方】

令和2年度においては、障害福祉サービス等事業所へ消毒液など衛生物資を配布するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に関する情報提供を行うなど、様々な取り組みを実施しました。今後とも情報提供を行うとともに、障害者への必要不可欠なサービス提供体制を維持できるよう、関係機関と連携しながら対応に努めていく旨を計画に記載しております。

だい しょう かつどうしひょうとう
第3章 活動指標等 (56件)^{けん}

1 そうろん けん
総論 (0件)

しみんいけん
【市民意見】

・なし

2 障害福祉サービス・相談支援 (22件)

(1) 訪問系サービス (2件)

【市民意見】

- 各サービスの見込量を明記して欲しい。ざっくり 409,100 としか書かれていない。(内訳を知りたい) 算定の根拠も知りたい。
- 日中活動系サービスは、サービスごとに概要版P16 に書かれているが、概要版P14 にはサービスごとには書かれていない。かけない理由があるのかと考えてしまう。

【市の考え方】

国の基本指針に基づき、訪問系サービスにおいては現に利用している者の数等を勘案して、各サービスの合計の見込量を記載しております。

なお、具体的なサービスごとの内訳は以下のとおりです。

サービス別利用者見込数

【単位：人】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	6,770	7,170	7,610
重度訪問介護	1,140	1,160	1,180
同行援護	700	730	780
行動援護	450	470	500
合計	9,060	9,530	10,070

サービス別利用者見込数

【単位：時間】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	199,900	217,400	236,500
重度訪問介護	171,900	179,800	188,100
同行援護	15,600	16,000	16,500
行動援護	21,700	23,500	25,600
合計	409,100	436,700	466,700

（2）^{にっちゅうかつどうけい}日中活動系サービス ^{けん}（3件）

■^{せいかつかいご}生活介護 ^{けん}（0件）

^{しみんいけん}【市民意見】

・なし

■^{じりつくんれん}自立訓練 ^{けん}（0件）

^{しみんいけん}【市民意見】

・なし

■^{しゅうろういこうしえん}就労移行支援 ^{けん}（1件）

^{しみんいけん}【市民意見】

・^{しゅうろういこうしえん}就労移行支援の^{きかん}期間が^{みじか}短い。もう^{すこ}少し^{なが}長くしてほしい。

^し【市の考え方】^{かなが}^{かた}

^{しゅうろういこう}就労移行支援は、^{しえん}期間内での^{きかんない}効果的な^{こうかてき}支援を受けることができるように、^{しえん}原則、^う標準、^{げんそく}標準、^{ひょうじゆんりよう}標準を利用^{きかん}期間（2年間）内での^{ねんかん}ご利用となります。その後の^な障害福祉サービスの^{りよう}利用に関しては^こ個々の^{じょうきょう}状況や^{ひつようせい}必要性によつての^{しきゅうけつてい}支給決定となります。

■^{しゅうろうけいぞくしえん}就労継続支援 ^{けん}（1件）

^{しみんいけん}【市民意見】

・^{いっほんしゅうろう}一般就労への^{がた}ステップアップのために^{くんれん}A型事業所で^{いっほんしゅうろう}訓練している人たちが、^{いっほんしゅうろう}一般就労でや^{きび}っていけるようにと^{しど}厳しく^{しど}指導されすぎて^{なんど}つぶれるのを^み何度も^{ほんまつてんとう}見てきた。本末転倒だと思^{おも}う。

^し【市の考え方】^{かなが}^{かた}

^{こうせいろうどうしやう}厚生労働省が^{さだ}定める^{しゅうろうけいぞくしえん}就労継続支援A型の^{がた}基準^{きじゆんしやうれい}省令におきましては、^{じぎやうしや}「事業者は、^{しゅうろう}就労の^{きかい}機会^{ていきやう}の提供にあつては、^{りやうしや}利用者の^{しゅうろう}就労に^{ひつよう}必要な^{ちしきおよ}知識及び^{のうりよく}能力の^{こうじやう}向上に^{つと}努めるとともに、^{きぼう}その希望を^ふ踏まえたものとしなければならない。」「^{じぎやうしや}事業者は、^{りやうしや}利用者の^{しんしん}心身の^{じょうきやう}状況に^{おう}応じ、^{りやうしや}利用者の^{じりつ}自立の^{しえん}支援と^{にちじやうせい}日常生活の^{じゅうじつ}充実に^し資するよう、^{できせつ}適切な^{ぎじゆつ}技術をもって^{くんれん}訓練を行な^{おこな}わなければならない」といった^{きじゆん}基準が^{きじゆん}ございます。これらの^{きじゆん}基準に基づき、^{じぎやうしや}事業所における^{じぎやうしや}サービスの^{しつ}質の^{こうじやう}向上が^{はか}図られるよう、^{じぎやうしや}事業者^{しど}指導を行つてまいります。

療養介護（0件）

【市民意見】

・なし

短期入所（1件）

【市民意見】

・自分のペースで介護できない、障害者の必要に応じて介護するため、時には夜中でも介護が必要になり心身ともに疲労困憊になる。介護者は障害者にとっては命綱である。介護者が病気だろうが介護者の状況は関係なく、24時間365日続くのに、介護者の状況に対応してくれるサービスが少なく事前に調整や予約が必要だったりする。介護者が急病の時に即日利用できるサービスの創設をお願いしたい。

【市の考え方】

本市では、平成26年度より、介護者の疾病等の理由により、緊急的に居宅で介護が受けられない障害者が利用できる専用ベッドの確保事業を実施しております。

また、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるため、「地域生活支援拠点事業所」の整備を進めているところです。この拠点事業所におきましては、急なお困りごとに対応できる「お助けショートステイ」や将来の自立に向けた体験利用のできる「お試しグループホーム」を実施しております。

現在、市内6か所の拠点事業所の登録を行っており、令和3年4月にはさらに2か所の登録を行い、計8か所となる予定です。令和5年度末までの市内16か所での実施を目指し、引き続き、整備を進めてまいります。

(3) 居住系サービス (14件)

■ 共同生活援助 (グループホーム) (6件)

【市民意見】

・「日中サービス支援型は平成30年度に新設され、令和元年度には2か所開所しています」2か所の場所を知りたい。ちなみに緑区内なのかどうか。

【市の考え方】

本市における日中サービス支援型グループホームは、令和元年度に守山区と中川区に1か所ずつ、計2か所開所しております。

【市民意見】

・グループホームについて、各年度で実績が見込み量を上回り、しかも年度を重ねるにつれて増加している。見込み量の精査が甘いのではないか。

【市の考え方】

見込み量の算出に当たっては、現に利用している者の数等を勘案して算出しております。今後とも過去の利用者の実績等から現に利用している方の数等を勘案し、適切に利用者数を見込んでまいります。

【市民意見】

・現在のグループホームはお昼の時間が対応外なので、日中も面倒を見てくれるグループホームの建設を進めてほしい。
・日中サービス支援型共同生活援助の拡充をお願いしたい。そこを利用しながら、生活介護、生活訓練等の他制度と組み合わせるのも良いと思う。
・日中から夜間をとおして継続的な支援を必要とする障害者に対して、現在のグループホームの体制では対応ができない。

【市の考え方】

平成30年度の国の報酬改定において、障害のある方の重度化・高齢化に対応した日中サービス支援型グループホームが新たな類型として示されたところです。
本市におきましては、令和元年度より、継続的な評価や指導を実施した上で、日中サービス支援型グループホームの指定を実施しております。
なお、第6期障害福祉計画におきましても、日中サービス支援型グループホームは実績に基づき、毎年3か所の増を見込んでおります。

【市民意見】

- 私はグループホームの管理者をしている。ニーズもあり、住居の追加、定員増をしたいが、人員が集まらず欠員のため、次の計画に進めない。応募する方の多くは、「人材紹介会社」を経由してくる。その紹介料は、運営費補助金でも認められていないため、法人の持ち出しとなる。6期計画の数値を上げるためにも「人材確保」が必須の課題となる。特に夜勤を伴うグループホームのスタッフの確保が難しいので、名古屋市運営費補助金の範囲に「紹介料」などを認めていただけるよう、お願いしたい。

【市の考え方】

グループホーム運営費補助金を有効にご活用いただき、世話人の複数配置等、必要な体制整備を進めていただきたいと考えております。

■施設入所支援（8件）

【市民意見】

- 入所を希望する人を正確に名古屋市として把握してほしい。
- 施設入所者の地域生活への移行については、一律に入所施設からグループホームへの移行と捉えるのではなく、なぜ入所施設の入所希望者（待機者）が多いのかの理由を名古屋市がまず正確に把握することが前提となる。

【市の考え方】

施設入所支援の入所希望者に関しては、障害者福祉計画等の作成の参考のために、定期的に待機者数の調査を実施しておりますが、今後は入所の希望理由等の具体的な実態把握に努めてまいります。

【市民意見】

- 目標のズレなのか。成果目標は1,071人で、活動指標は1,078人である。

【市の考え方】

成果目標に記載の「施設入所者の地域生活への移行」における目標の数値（1,071人）については、「令和5年度末」時点の数値を記載しております。

一方、活動指標の数値（1,078人）については、「令和5年度の月平均利用者数」を記載しており、他の年度も同様の数字であることから、若干の差異が見られるところです。

【市民意見】

- ・グループホームへの流し込みでなく入所施設の待機者解消計画こそ持つべきである。
- ・居住系サービスでは、「入所施設の新たな整備は想定せず」としているが、一方で、「引き続き入所希望者(待機者)が多い状況」としている。第6期においても新たな施設入所者数を29人と見込んでいる。つまり施設入所へのニーズは現実には存在しているのである。2019年度は施設入所待機者368人と聞いている。少なくとも、次期計画には入所待機者数の現状と目標(もちろん入所者数の増加数)をはっきり書き込むべきである。
- ・機能を高める施設を増やしたとしてもグループホームだけで居住系サービスを担うことはできない。山間へき地にある施設と違い、名古屋市域では入所施設も市街地に、地域ともにある。一人勤務が多いグループホームよりも職員集団が形成でき、入所者を複数の目で見守ることができる入所施設の方が職員も成長できる、との声もある。入所施設も「将来の多様な生活像の一つ」として積極的に位置づけ、整備目標を掲げるべきである。
- ・入所待機者からすると40人定員で10施設程度の新設が必要である。
- ・施設入所支援の事業所見込み数15は少ないと思った。

【市の考え方】

本市では、できるだけ地域において障害者の自立した社会生活を支援するという国の基本指針に基づき、新たに入所施設を整備することは想定せず、国庫補助等を活用した居住の場であるグループホーム等の設置促進により地域移行を促進していくこととしております。

また、地域移行の促進にあたっては、グループホームの設置促進等の環境面のみならず、本人や家族に対し地域移行に対する理解の促進を図ることで、本人の移行に沿って地域生活が実現できるよう努めてまいります。

なお、施設入所者数の目標を設定するにあたっては、施設入所希望者(待機者)の状況も考慮したうえで目標設定を行っております。

けいかくそうだんしえん ちいきそうだんしえん けん
(4) 計画相談支援・地域相談支援 (2件)

しみんいけん
【市民意見】

- ・新規の依頼をうけることができる相談支援事業所が少ないくらい、たくさんのケースを抱えている。もっと事業所数が増えるように働きかけの強化をお願いしたい。
- ・知的障害者のグループホームに携わっているが、利用者のご家族の高齢化で、ご家族に担ってもらっていた様々な手続きが現場に求められるようになった。小間切れのような手続きをするマンパワーは全く不足していて、よろず相談の解決する相談支援事業の増員の予算をつけてほしい。

し かんが かつ
【市の考え方】

事業所不足に対する働きかけとして、愛知県相談支援従事者研修(初任者研修)を修了した受講者のいる法人に対して、相談支援事業所の指定申請の手続きに関するご案内をお送りするなど、新規指定が円滑に受けられるよう周知しております。

また、令和3年度の報酬改定において、相談支援を担う人材の養成等による質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直しが予定されております。(令和3年2月末現在)

さらに、本市独自の施策として、相談支援事業補助金制度を実施しておりますので、こうした補助金等も活用しながら必要な相談支援体制の整備に努めてまいります。

(5) その他サービス (1件)

【市民意見】

・就労定着支援とは、必要な支援を提供するサービスである。家族がいる場合、当事者ではなく指導・助言の内容を家族に知らせてほしい。

【市の考え方】

サービスの提供にあたっては、利用者の方の意向を踏まえて実施することが原則となりますので、家族の方への説明については個別の状況により必要性が判断されるものと考えております。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (0件)

■保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び参加機関数、目標設定、評価の実施回数 (0件)

【市民意見】

・なし

■精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助 (0件)

【市民意見】

・なし

■ じどうはったつしえん (4件) 児童発達支援

【しみんいけん】 市民意見

- くに じぎょう じどうふくしほう しょうがいじつうしよしえん なか おな じぎょう

・ 国の事業として、児童福祉法のもとでは障害児通所支援の中の同じ事業ではある。しかし、指定基準の違いだけでなく、そもそもの成り立ち、名古屋市療育システムにおける位置づけの違い(運営費補給金制度も合わせて)などから、本計画の中では、その対象児の違い、役割の違いを含めて、「センター」と「事業所」を区別すべきである。基本的に毎日通う「児童発達支援センター」の利用枠と幼稚園・保育園に通いながら選択的に利用する「児童発達支援事業所」とは、利用児も役割も違うものだからである。p. 70 の見込み量と実績では混在してしまい、少なくとも毎年20名前後の待機児がいることが見えなくなっている。よって、必要な「児童発達支援センター」の利用枠が見えるデータではない。それは、「センター待機児」が「センター」の代わりに「事業所」を利用する場合も、含まれる。よって、見込量及び、確保方策の適正配置に関しても明確さを欠く結果となっている。「児童発達支援センター」の利用は地域療育センターにおける診察を経て、必要と認められた子どもに限られているが、情報提供の段階で利用可能な枠に縛られることもある。地域療育センターは0歳から入所可能であるが、2歳児も全員は入れない中で、0、1歳児に情報提供すらされない。
- ・ 「児童発達支援センター」の見込量は、年齢にかかわらず対象となるすべての子どもを含むべきであり、待機児として「事業所」を利用する子どもも含むべきである。
- ・ 名古屋市が毎日通園と位置付けている以上、対象児数イコール定員枠であり、事業所数である。
- ・ 「事業所」の見込量と適正配置についての考え方が明確でない。指定事業所の参入が増えれば、利用者は増える。見込量と実績は結果論。名古屋市として必要な対象の数をどう見込むのか、そこから導かれる適正配置数はどうなるのか。根拠が明確でない。「児童発達支援事業所」の対象児をどう見込むのか。一定の基準を設けて対象児を見込む必要があるのではないか。少なくとも「センター」と「事業所」の見込み量は分けて出すべきである。

【し かんが かんが 市 考え方】

ほんし しょうがいじつうしよしえん つうえんがたりよういく にな じどうはったつしえん りようがたりよういく

本市では障害児通所支援を「通園型療育」を担う児童発達支援センターと「利用型療育」を担う「通所支援事業所」に分けて考えておりますが、これらのニーズは子どもの状況、保護者の状況、地域の社会資源の状況等によって変動するため、この計画では直近の実績に基づき障害児通所支援全体のニーズを見込んでおります。児童発達支援センターについては、現在の数を維持することを目標としつつ「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024」を実施するための方針である「今後の名古屋市早期子ども発達支援に関する方針」において、名古屋市早期子ども発達支援の中核施設と位置付ける地域療育センターの今後の運営方針を定めており、今後の地域療育センターの配置の考え方を定めるとともに、通園型療育を必要とする子どもが必要な時期に利用できるように、定員を柔軟に変更できる仕組みを検討することを掲げております。

■医療型児童発達支援（3件）

【市民意見】

- ・なぜ、定員40名の「医療型児童発達支援センター」である「わかくさ学園」があるのに、見込量が153しかないのか。さらに本計画で111に下げるのは必要性がなく、フェードアウトするつもりなのか。定員40名×開所日数222日＝8,880人日。市が設定している83%の稼働率をかけても7,370人日が目標ではないのか。わかくさ学園の存在意義にかかわる問題である。
- ・福祉型センターで待機児や、潜在待機児がいる状態で、7000以上の枠を持っている「わかくさ学園」が現在の2歳児からの入所条件を広げて0—2歳の親子通園を積極的に取り組むなど、持っている能力をフルに活用すべきである。
- ・定員割れを起こしている医療型児童発達支援センターで、肢体不自由児に限定せずにゼロ歳の乳児から支援を行うことを明確にしてほしい。ダウン症、水頭症等ゼロ歳で診断される障害児が福祉型に移行する2歳まで支援することを明記してほしい。

【市の考え方】

この計画では事業の見込量を直近の実績に基づいて算出しております。わかくさ学園の利用者数は減少傾向にありますので、今後の運営方針については慎重に検討をしていく必要があると考えております。

■放課後等デイサービス（3件）

【市民意見】

- ・「児童発達支援事業所」と同様に、指定事業所が増えれば利用者が増えるため、実績の伸びは結果論である。国が、障害児福祉計画立案を義務化した背景の一つに、「放デイ事業所」の適正配置がある。営利企業が経済活動として参入することは合法であるが、義務的経費として市税を支出するべき対象を結果論で見込むのは市民のコンセンサスが得られるのか。
- ・名古屋市の規模で何か所、何人分の枠が「適正」であるかどうかを根拠も合わせて明確にすべきである。
- ・利用対象児の学年齢別分布、総数の把握。

【市の考え方】

この計画では事業の見込量を直近の実績に基づいて算出しております。放課後等デイサービスは、事業者が主体的に開設をするものですので、本市としてはサービスの利用状況や事業所の設置状況等を公表することにより、適正配置を促進しており、現在、サービスの申し込みに対する供給量が概ね確保できている状況と考えております。

ほいくじよなどほうもんしえん けん
■ 保育所等訪問支援（1件）

しみんいけん
【市民意見】

・「児童発達支援事業所」「放課後等デイサービス」と同様、見込量、実績は結果論である。事業所がなければ使えない支援であり、100人にも満たない数は名古屋市としていかながなものなのか。本来対象となる子どもを想定する科学的な作業が必要なのも同様である。

し かんが かつ
【市の考え方】

保育所等訪問支援については子どもが保育所等に通いながら発達支援を受けるために重要な事業であると認識しております。事業者の参入が進まない理由として、保育所等訪問支援は個人給付の事業であり、保育所等にとっては活用の仕方に制約があるがあることが挙げられるため、本市では順次設置を進める予定の「地域支援・調整部門」による保育所の支援を軸に保育所等を利用する子どもの発達支援を充実させていきたいと考えております。その上で保育所等訪問支援等のニーズをさらに分析し、保育所等訪問支援を行う事業者の参入促進策についても検討していきたいと考えております。

【市民意見】

- ・障害児入所支援は「安定的に推移」と評価されているが、市外施設の利用児はいないのか。また、年齢超過児の件も含めて、低年齢、特に就学前の子どもが利用できない状況をどうとらえているのかが見えない。また、福祉型と医療型のはざまの「未歩行だが多動」のようなタイプの子どもの行先がない問題など、矛盾が見えてこない。さらに、従来は入所支援の対象みられていた子どもが、放デイの365日利用で在宅にいる状況は、在宅、地域生活には見えるが、潜在的入所待機者にとらえられないのか。入所待機、潜在的待機の実態を明確にすること
- ・低年齢や障害種別なので、入所できない実態の把握
- ・子どもの短期入所のニーズは、保護者の入院など緊急性が高いケースが多いが、十分に対応できているのか実態把握。福祉型と医療型のはざまの問題も含めて

【市の考え方】

市外施設の利用者数は令和2年12月時点で38名、市内は103名となっております。年齢超過児については、国の過剰児対応に沿って対応して参ります。本市においては、過剰児童数は数名であり、他都市に比べると少数であり、者の施設への移行が進んでいる状況であります。また、いわゆる動く重心児については、その子どもの状態を勘案して、福祉型入所施設若しくは医療型入所施設を選択しており、現状におきましては、特段、利用先がないという相談はございません。また、放課後等デイサービスの原則の日数を超える利用であっても、必要があれば入所支援を利用できる状態であり、現状では、潜在的入所待機者とは考えておりません。

低年齢児の入所は、障害児施設措置及び契約入所ともに、児童発達支援等の日中活動支援を現行制度上受けることができないため、入所定員上の枠はあるものの、日中活動の保証という観点から制約があることの課題認識をしております。

また、障害種別については、障害の種別（身体、知的、精神）による区別はなくなっているものの、現状では、施設側の受入れ体制（設備上、人員配置上、他の児童集団の特性上等）や、お子さんごとの障害像（重症心身障害や強度行動障害等）を考慮する必要があるため、様々な条件を考慮したうえで適切な入所先となるよう入所決定を行っております。

短期間の入所は児童相談所と連携しながら、ケースによって契約入所は申請があれば、支給決定している状況です。ケースの状況によっては、契約ではなく一時保護等の措置となることもあります。

しょうがいじそうだんしえん けん
■障害児相談支援（1件）

しみんいけん
【市民意見】

しょうがいじそうだんしえんじぎょう してい う じっしつ こ そうだん たいおう じぎょうしよ
 ・障害児相談支援事業の指定を受けているものの、実質子どもの相談に対応していない事業所
 の実態はどうなっているのかがみえない。セルフプランと計画相談の対象の区別も明確で
 はない。一事業所の管理数の上限の明確化と並行して見込量を出すべき。セルフプランと
 けいかくそうだん たいしやう めいかくか けいかくそうだん たいしやう くべつ めいかく
 計画相談の対象の明確化。一事業所の管理数上限の明確化。2点を踏まえた見込量の算出
 ひつやう
 が必要。

し かんが かた
【市の考え方】

しょうがいじ そうだんしえん しょうがいじそうだんしえんじぎょうしよ してい う そうだんしえん じぎょうしや
 障害児の相談支援について、障害児相談支援事業所の指定を受けている相談支援事業者が
 しょうがいじ そうだんしえんじぎょうむ じゆうぶん たいおう けいかくそうだん たいしやう くにしき
 障害児の相談支援業務に十分に対応できていないことは課題であると認識しています。一
 じぎょうしよ かんりすう くに ほうしゆうこくじ けんみまん めやす けいかく ちよつきん
 事業所の管理数は国の報酬告示より、40件未満を目安としております。この計画では直近の
 じっせき もと み こ きんしゆうつ こんご そうだんしえん かたとう けんとう
 実績に基づき見込みを算出してはありますが、今後も相談支援のあり方等について検討してま
 いります。

セルフプランとけいかくそうだん たいしやう くべつ ぐやくしよふくしか けいかくそうだん
 セルフプランと計画相談の対象の区別については、区役所福祉課ではなるべく計画相談を
 りやう かんない ほんしや けいかくそうだん りやう けつてい
 利用していただくように案内をしておりますが、保護者が計画相談を利用するかどうかを決定
 するものであり、そうだんしえんせんもんいん かていほうもん ていこう など りゆう
 相談支援専門員による家庭訪問に抵抗がある等の理由により、セルフプラン
 きぼう いっさいすう にんしき
 を希望されるケースも一定数あると認識しております。

きょたくほうもんかたじどうはったつしえん けん
■居宅訪問型児童発達支援（1件）

しみんいけん
【市民意見】

きょたくほうもんかたじどうはったつしえん じぎょう たいしやう そうてい りやう せいどせつけい
 ・居宅訪問型児童発達支援も事業の対象をどう想定しているのか、利用にかかわる制度設計に
 ついてもふめいかく なみこみりやう
 ついても不明確なので、見込量をつくりにくいのだろう。一事業所2名ということだが、児童
 ほうたつしえん けいやくしや かよ とき き たきのうじぎょう してい
 発達支援の契約者が通えなくなった時に切り替えることはできず、多機能事業としての指定
 せんになしやくいん はいち ほうもんかた りやうけいやく ひつやう つか せいど
 と専任職員の配置、訪問型としての利用契約が必要なので使いにくい制度である。

し かんが かた
【市の考え方】

きょたくほうもんかたじどうはったつしえん たいしやう じゆうど しょうがい た じゆん じやうたい つうしよしえん
 居宅訪問型児童発達支援の対象は重度の障害その他これに準ずる状態にあり、通所支援
 を受けるためにがいしゆつ こんなん みと しょうがいじ おも いりやうてき
 外出することが困難であると認められた障害児としており、主に医療的ケア
 ひつやう こ かんせんしやう じやうたい こ そうてい
 が必要な子どもや感染症にかかるおそれがある状態の子どもを想定しています。

げんそく じどうはったつしえんとう つうしよしえん く あ りやう そうてい くに
 原則として児童発達支援等の通所支援と組み合わせることは想定されませんが、国
 つうち こ たいちやう あつかう つうしよしえん う がいしゆつ こんなん
 通知により、子どもの体調の悪化等により通所支援を受けるために外出することが困難にな
 ばあい つうしよしえん く あ りやう き つか
 った場合は、通所支援と組み合わせることは差し支えないものとされております。

こ こそだ しえんとう けん
■子ども・子育て支援等（3件）

しみんいけん
【市民意見】

- ・障害児保育・統合保育については、今後も増えていくことを見込み、その確保に努力される旨大いに賛同する。今後の課題として、医療の進歩によって増加傾向にある、気管切開、在宅酸素療法などで医療的ケアが必要な子どもの保育ニーズにどうこたえていくかがある。現在、在宅、児童発達支援等を利用している子どものうち、発達的に統合保育がふさわしく、入園を希望しているが、医療的ケアが原因で入園がかなわないケースの実態把握。
- ・医療的ケアに対応する看護職等の配置計画の立案。
- ・「子ども・子育て支援」のウ「確保方策」が曖昧ある。就労する母親が増え、保育所・認定子ども園はもとより、小規模保育事業等での3歳未満要支援児への支援体制の強化が求められると考える。

し かんが かつ
【市の考え方】

保育所においては、子どもの障害や必要な医療的ケアの内容及び施設の状況に応じて、看護師又は保護者が対応できる場合は受入れを行っているところです。また、医療的ケアを必要とする子どもも含め、支援を要する子どもが保育所等の利用を希望する場合、各区において、子どもの状況等を丁寧に聞き取ったうえで利用調整を行っているところです。今後も引き続き、丁寧な対応に努めてまいります。（いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。）

令和元年度より、公立保育所においてはモデル事業を実施し、医療的ケア児を受入れている保育所に対し、週30時間勤務の看護師を配置し、対応をしているところです。民間保育所における看護職等の配置は、それぞれの施設ごとに異なっております。

障害児の受け入れを行うにあたり、公立保育所については職員の加配を、民間保育所・認定こども園及び放課後児童健全育成事業については人件費等の補助等を行うことで、体制の支援を行っております。障害児が希望に沿った利用ができるよう、引き続き体制の支援を行ってまいります。また、小規模保育事業等についても、障害児を受け入れた場合の人件費の給付を行うことで、体制の支援を行っております。

4 発達障害者等に対する支援 (4件)

■発達障害者支援地域協議会の開催 (0件)

【市民意見】

・なし

しみんいけん
【市民意見】

・概要版の(8)発達障害者等に対する支援について、発達障害者の家族の悩み、困りごとの対応はどちらにすればよいか。もしなければ急いで作っていただきたい。

・(8)発達障害者等に対する支援における発達障害者支援センターによる相談支援では、「ペアレントプログラム支援者研修の受講者見込み数」令和3年度10人、5年度10人との見込量が示されている。また、見込量の算定にあたっての考え方には、「発達障害者支援センターによる支援は令和元年度の実績や通常の研修形態が10名程度の規模が想定されていることを踏まえて、ペアレントプログラム支援者研修の受講者見込数を見込みます。」と明記されている。しかし、ペアレントプログラム実施資格認定制度を活用し、認定者による研修型ペアレントプログラムを例えば名古屋市内の複数区にて開催しながら、地元で支援者養成を行えば、「参加者(保護者)10名程度・研修受講者(支援者は保護者数をこえない)8~10名程度」という標準的な開催規模であったとしても、受講者見込数は過少であると言わざるを得ない。(例として初年度、5名受講、内3名実施資格認定取得した場合を想定し試算すると、翌年、年度内で春・秋2クールプログラムを3か所にて実施した場合には、計6回開催されることになる。少なくとも見積もり平均6名の支援者が研修参加したとしても受講者見込数36名である。その翌年も同様に支援者養成を行えば、令和3年度10名、令和5年度10名という見込量にはなり得ない。)ペアレントプログラムは、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定され国内で家族支援への活用が推奨されているものである。主な確保方策に「ペアレントプログラム支援者研修を広く子育て支援者に対し実施することにより保護者支援体制を確保します。」と謳われているように、名古屋市内16区にて、きめ細やかな家族支援を行うことを目指した積極的且つ現実的な見込量と支援者養成の計画的実施を求める。

し かんが かた
【市の考え方】

本市においては発達障害を有する障害者等に対する支援を総合的に行う拠点として発達障害者支援センターを設置しております。発達障害者支援センターにおいて当事者やご家族等に対する相談支援を行うとともに悩みや困りごとの内容により適切な支援機関につないでいます。

また、本市においてはペアレントプログラム支援者研修を発達障害者支援センターで実施しており、本計画の見込量に関しては、発達障害者支援センターで実施をしていく見込の数値を記載しております。ご意見の中にあるように、本市で実施をした研修受講者が地域においてペアレントプログラムの研修を実施していただくことを想定しております。各地域で実施される研修につきましては必要に応じて発達障害者支援センターにより支援してまいります。

はったつしょうがいしゃしえん およ はったつしょうがいしゃちいきしえん かんけいきかん じょげん
■発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言
けん
(0件)

しみんいけん
【市民意見】

・なし

はったつしょうがいじ かぞく しえん けん
■ペアレントメンターによる発達障害児の家族への支援 (1件)

しみんいけん
【市民意見】

- ・(8) 発達障害者等に対する支援について。「ペアレントメンター」という言葉を初めて知った。「ペアレントメンター」の育成を進め、各保育園に配置して、保護者が気軽に話ができ、いつでも相談に乗れるような環境をつくり、日々ケアラーとして奮闘している保護者の精神的な面を支える施策をして欲しいと思う。

し かんが かた
【市の考え方】

- ・ペアレントメンターにつきましては派遣を希望する支援機関等に伺い子どもの発達に不安のある親などに相談・助言を行うこと等により家族への適切な支援体制の構築を図っています。ご意見を参考に今後もペアレントメンターによる発達障害児の家族への支援に努めて参ります。

6 ちいきせいかつしえんじぎょう (けん)
地域生活支援事業 (8件)

(1) りかいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう (けん)
理解促進研修・啓発事業 (3件)

しみんいけん
【市民意見】

- ・高次脳機能障害は人数が少ないため、名古屋市で取り組んでいる施策が少なく、情報や支援がほとんどないので、市民や職員への啓発をお願いしたい。
- ・健全者に対する障害者への意識改革をすべく活動を推進していただきたい。
- ・障害者を差別してはいけないが、支援は必要。

し かんが かつ
【市の考え方】

本市では、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」を施行しています。また、障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック「こんなときどうする？」を作成しており、高次脳機能障害などについて紹介しております。

引き続き、障害者週間等の機会をとらえた啓発の実施のほか、障害や障害者に対する理解の促進に努めてまいります。

(2) じはつてきかつどうしえんじぎょう (けん)
自発的活動支援事業 (1件)

しみんいけん
【市民意見】

- ・当事者兼支援員の方（事業所のスタッフや行政の方など）が相談に乗ってくれるととても安心できる。ピアスタッフや準職員などもっと採用して欲しい。自分が知らないだけかもしれないが、昨年のピアサポーターの市の研修がなかったように思う。

し かんが かつ
【市の考え方】

本市の精神障害者ピアサポーター養成研修につきましては、令和2年度におきましても10月に開催しております。また、本市の精神障害者ピアサポート活用事業に登録しているピアサポーターの方向けのフォローアップ研修も3月に予定しているところです。当事者兼支援員の方による相談に関する取組みにつきましては、本市では精神保健福祉センターこころばにて、依存症ピア相談を実施しております。

(3) そうだんしえんじぎょう (けん)
相談支援事業 (0件)

しみんいけん
【市民意見】

- ・なし

(4) 成年後見制度利用支援事業 (0件)

【市民意見】

・なし

(5) 成年後見制度法人後見支援事業 (0件)

【市民意見】

・なし

(6) 意思疎通支援事業 (2件)

【市民意見】

・名古屋市重度障害者入院時コミュニケーション支援の件数が非常に少なくなっている。こうなっている要因には新型コロナウイルスの影響があるかもしれない。しかし、実際には多くの障がいのある方が入院をされるときには、支援員がコミュニケーション支援を行わざるを得ない状況がある。実際に1名しか利用されていないのであれば、重度訪問介護の入院時支援の対象にならない方、名古屋市重度障害者入院時コミュニケーション支援の対象にならない方についても、対象者を拡大し、多くの方が利用できるようにしてほしいと思う。

・通院時コミュニケーション支援の件数は、実態とはかけ離れている。報酬単価が低く、実際には支援を行っているのに、報酬請求を諦めている事業所が圧倒的に多いと思う。時間に見合った報酬に改善していただきたいと思う。

【市の考え方】

令和3年度より、重度障害者入院時コミュニケーションに関して、支援対象者および支援実施事業者の一部拡充を予定しております。

また、通院時コミュニケーション支援事業に関しては、対象者の見直し、報酬改定を予定しております。

(7) 日常生活用具等給付事業 (0件)

【市民意見】

・なし

(8) 移動支援事業 (1件)

【市民意見】

・障害者も一般企業で就労するケースが増加している。就労時に障害福祉サービスは利用できない。就労時にも障害福祉サービスを利用できるようにしてほしい。就労も移動支援など介護を受けながら就労できるようにしてほしい。

【市の考え方】

就労中の障害福祉サービスの利用については、国の取り扱いにおいて経済活動にかかる利用が認められていないことから、本市の移動支援事業においても同様の取り扱いとしたいところである。障害者の就労中の支援については、現在、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者雇用納付金制度において実施がされているところですが、本市におきましても、雇用施策と連携しながら、障害者の就労中における支援の必要性の把握に努めるとともに、本市としての対応について慎重に検討してまいります。

(9) 地域活動支援事業 (1件)

【市民意見】

・名古屋市の地域活動支援事業所を7か所見て回ったが、どこも全然違っているの、もう少し統一してほしい。

【市の考え方】

市内では、デイサービス型、作業所型、精神障害者地域活動支援事業の3種類があり、それぞれ入浴・給食、創作活動を行うデイサービス型、職業的能力と生活意欲向上のための作業所型、在宅の精神障害者への創作活動や生産活動の機会提供を行う精神障害者地域活動支援事業と役割が分かれています。また様々なニーズや多様な障害特性に対応するため、それぞれの事業所ごとに内容に特色がありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

(10) 障害児等療育支援事業 (0件)

【市民意見】

・なし

(11) 精神障害者地域生活支援広域調整事業 (0件)

【市民意見】

・なし

(12) にちじょうせいかつしえんじぎょう 日常生活支援事業 (任意事業) にんいじぎょう (0件) けん

■ ふくし 福祉ホーム事業 じぎょう (0件) けん

しみんいけん
【市民意見】

・なし

■ じゅうどしょうがいしゃい どうにゆうよくじぎょう 重度障害者移動入浴事業 けん (0件)

しみんいけん
【市民意見】

・なし

■ せいかつくんれんどう 生活訓練等 けん (0件)

しみんいけん
【市民意見】

・なし

■ にっちゅういちじうけいれじぎょう 日中一時受入事業 けん (0件)

しみんいけん
【市民意見】

・なし

■ しょうがいほいくじゆんかいしどうじぎょう 障害児保育巡回指導事業 けん (0件)

しみんいけん
【市民意見】

・なし

(13) しゃかいさんかしてんじぎょう 社会参加支援事業 (任意事業) にんいじぎょう (0件) けん

しみんいけん
【市民意見】

・なし

(14) せいしんしょうがいかんけいじゆうじしゃようせいけんしゅうじぎょう 精神障害関係従事者養成研修事業 けん (0件)

しみんいけん
【市民意見】

・なし

7 ちいきせいかつしえんそくしんじぎょう (けん)
地域生活支援促進事業 (0件)

(1) しょうがいしゃぎやくたいそうだんしえんじぎょう (けん)
障害者虐待相談支援事業 (0件)

しみんいけん
【市民意見】

・なし

(2) せいねんこうけんせいどふきゅうけいはつじぎょう (けん)
成年後見制度普及啓発事業 (0件)

しみんいけん
【市民意見】

・なし

(3) いぞんしょうかんとりくみ (けん)
依存症に関する取組 (0件)

しみんいけん
【市民意見】

・なし

8 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施 (3件)

■身近な相談窓口

【市民意見】

- ・病気や事故などで障害者になった人にとって、障害者手帳や利用できるサービスなどについて情報を得ることが難しい。
- ・区役所の窓口で個別に障害者や介助者の話を聞き、利用できる障害福祉サービスについてももう少し丁寧に説明してほしい。
- ・障害区分によらず、利用しやすい組織としてほしい。

【市の考え方】

区役所福祉課や支所区民福祉課の窓口において障害者等の施策全般にわたる相談に応じております。障害のある方が必要とする情報の提供や相談に応じられるように、職員研修等を通じて専門的知識の習得など担当者のスキルアップを図り、わかりやすい説明に努めます。また、区役所・支所のほかに、身近な相談窓口として、障害者基幹相談支援センターを各区に設置しておりますので、各種相談にご利用ください。

■市民への広報・情報提供の推進

【市民意見】

- ・なし

■障害を理由とする差別の解消

【市民意見】

- ・なし

■サービスの質の向上

【市民意見】

- ・なし

■人材の確保

【市民意見】

- ・なし

■ しょうがいしゃとう たい 障害者等に対する ぎやくたい ぼうし 虐待の防止

しみんいけん
【市民意見】

・なし

■ じぎょうしょ 事業所における りようしゃ あんぜんかくほ む 利用者の安全確保に向けた とりくみ けんしゅうとう じゅうじつ 取組や研修等の充実

しみんいけん
【市民意見】

・なし

■ けいかく すいしん 計画の推進

しみんいけん
【市民意見】

・なし

しみんいけん
【市民意見】

- ・ 障害者への医療の給付・助成の拡充をお願いしたい。医療費助成について要件を緩和してほしい。身体障害者手帳1級から3級を4級までにしてほしい。精神障害者保健福祉手帳1級から2級を3級までにしてほしい。

し かんが かつ
【市の考え方】

障害者医療費助成や福祉給付金などの医療費助成制度は、国の医療保険制度を活用したうえで、県及び市が地方単独事業として厳しい財政状況の中、独自に財源を投入して実施しております。

本市の障害者医療費助成制度は、重度、中度の身体、知的、精神の障害者及び難病患者の方を対象に、すべての診療科の医療費について、入院、通院ともに、自己負担額がなく医療を受けられる制度を構築しております。

こうした中、身体障害者手帳4級、精神障害者保健福祉手帳3級まで助成を拡充することは、他の障害等ある方とのバランスの観点からも大変困難であり、また対象となる方が多いため、多額の財源が必要となり、財源確保という課題もあると考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

しみんいけん
【市民意見】

- ・ 障害福祉計画は複雑であると感じた。利用者も障害がありつつ高齢者でもあるなど多機にわたるようになりつつあるのが現状の中、他職種で本人を支えていける計画になるとよい。
- ・ 利用する方が、わかりやすいことが大切だと思う。リーフレット等活用し、福祉サービスの充実で障害のある方も暮らしやすい社会を望む。

し かんが かつ
【市の考え方】

可能な限り、読みやすく、わかりやすい記載に努めてまいります。また、今後とも障害福祉のしおりやウェルネットなごや等の活用により、制度の周知を図ってまいります。

しみんいけん
【市民意見】

- ・名古屋市では障害者を施設から地域生活へ移行を進めているが、障害者を介護する介護者への支援は計画されているか。障害者だけでなく、障害者を介護する人も幸せに自分らしく生きていけるよう、介護者を支援する仕組み、名古屋市にも埼玉県のように介護者を支援する仕組み、ケアラー条例の制定をお願いしたい。
- ・介護者保護の概念が日本にはないと感じている。介護者支援の相談窓口や電話相談サービス、介護休業と手当金の期間延長など、経済的に困窮しないためにも働きながら介護を続けられる環境作りを支援してほしい。名古屋市でも条例を制定できるのではないか。
- ・障害者自身の加齢や高齢化に加え、親の高齢化の中、具体的に親と障害者の「老い」を支えるにはどうするのか。子と暮らし続けたい、親と暮らし続けたい思いに添った、個別ではなく、世帯での支援も必要である。

し かんが かた
【市の考え方】

介護を担うご家族が、その悩みを相談し、適切なサービスを利用いただけるよう、障害のある方の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」などの相談支援機関において、相談に応じているところでございます。引き続き、相談支援機関の周知に努めてまいります。

しみんいけん
【市民意見】

- ・病院や児童発達支援事業所に通所、通園していますが、まだまだ訓練や支援が必要な時であってもMTやOTは1年のみならず小学生に上がると通えない事がある。事業所に話を聞くと法で決まっているとの回答であった。特別支援学校、支援学級とあるが、支援学校には肢体不自由のお子様も多く先生がまだまだ不足だと感じた。支援学級も学校によって症状が軽いお子様からの開きも感じるが、先生の数は変わらない。加配をつけるなどの体制を付け加えて頂きたい。担任の先生、生徒にとってもよいと思う。ベテランの先生などの活用など、現役先生にとっても子ども達にも良いと思うが、いかがか。

し かんが かた
【市の考え方】

特別支援学校や特別支援学級をはじめとした義務教育の教職員定数は、法により定められております。その改善については、本市の様々な教育課題や状況を踏まえ、国に対し要望してまいります。

【市民意見】

- ・暮らしの情報のページに「介護」という項目を追加したらどうか。介護を必要とする人や介護者が分かりやすいホームページ作りをし、必要な情報にすぐにたどり着くようにする。「人生の出来事から探す」に「介護」も加えて9つにする。障害者、高齢者、難病など区分の垣根を越えた総合的に網羅された介護のページを新設すればより分かりやすくなると思う。

【市の考え方】

名古屋公式ウェブサイトの「暮らしの情報」に、「高齢者」及び難病を含めた「障害者」のメニューがございます。お問い合わせ先をはじめとする障害のある方のための情報が掲載されておりますので、ご参照ください。

なお、「人生の出来事から探す」の8つのメニューは、頻繁に利用されるアクセス数上位8個で構成されておりますので、「介護」のメニューを新設することは困難であることをご理解賜りますようお願いいたします。

【市民意見】

- ・介護は介護者の状況はあまり考慮されない。介護される障害者の状況が最優先であり障害福祉サービスを受けるための認定調査にも介護者の病気や障害、就労などの項目は無かった。保育園は親が働いている時間は保育してもらえるので、介護者が働いている時間や通院の時間など社会生活上必要な時間は、障害者が障害福祉サービスを使えるようにしてほしい。
- ・適切な利用を行える様に、判断規定の見直しをおこなってほしい。

【市の考え方】

障害福祉サービスを利用するための障害支援区分認定調査では、介護者（支援者）の健康状況等特記すべきことを確認する項目がありますので、今後も適切に状況の把握に努めてまいります。

また、障害福祉サービスは、介護者の状況や障害者の置かれている環境など総合的な状況を勘案したうえで、サービスの必要性が認められれば利用することが可能ですので、お住まいの区役所又は支所などの相談機関にお問い合わせ下さい。

※この冊子は古紙パルプを含む再生紙を使用しています。